

■平成17年度

農林水産関係予算について

主計局主計官 迫田 英典

1. はじめに

17年度農林水産関係予算は、財政健全化に向けた歳出改革路線を反映して、対前年度2.8%減の29,672億円となり、昭和52年度予算以来、28年ぶりに3兆円を割り込むこととなった（参考1）。これで5年連続の対前年度減額となったが、全体としての規模は抑制しつつも、農業の構造改革の加速化や食の安全・安心の確保といった喫緊の課題については、重点的な配分を図っている。

17年度予算の特色としてまず挙げられるのは、平成13年度に生じた食糧管理特別会計（食管）の繰越損失が解消する目処が立ったことである。食管の損益改善については、米の不作等の要因も大きい。食管健全化を農業予算の優先課題と位置づけ、食管繰り入れへの重点化に加え、米政策・麦政策の改革や管理コストの節減などに取り組んできたことが実を結んだものと言える。国の予算の特別会計については全般的な見直し作業を行っているところであるが、その中の大きな改善点の一つとして挙げることができる。

また、17年度予算は、農業の構造改革の加速化を図るため、担い手への施策の重点化に特に配慮している。これは、特に稲作等の土地利用型農業において零細な生産構造が残されており、WTO 農業交渉や FTA 交渉が進展する中で、国境措置に過度に依存することなく、農業の競争力を強化していくことが重要な政策課題となっていることを踏まえたものである。地域経済

の活性化という観点からは、農業の競争力強化を図りつつ、農林水産物・食品の輸出促進、地域における食料産業クラスターの形成の推進、ウナギやイセエビの養殖技術の開発などの施策を講じている。更に、BSE の発生や食品の偽装表示などを背景として、食の安全・安心に対する国民の関心が高まっていることから、この分野についても予算の重点化を行っている。林野・水産分野においては、地球温暖化防止や水産資源管理といった課題への対応等を図っている。

このほか、12年度に創設された中山間地域等直接支払制度については、原点に立ち返って制度の見直しを行うなど、予算の質の向上にも努めている。また、補助金改革（三位一体改革）については、17年度においては、融資関連の補助金等の一般財源化を行うとともに、地方の自主性・裁量性を向上させるための交付金化や事業のスリム化に取り組んでいる。

以上のように、17年度農林水産関係予算は、全体規模を縮減しつつも、喫緊の政策課題について重点化を行い（メリハリ）、更に事業の有効性・効率性を高めるための改革に積極的に取り組んでいるところであり、以下、その主要内容について、説明することとしたい。

(ⅱ) 農政改革の動きについて

農業政策の基本方向が具体化されている「食料・農業・農村基本計画」（平成12年3月閣議決定）の見直し作業が現在進められており、本年3月に新「基本計画」が策定される予定。農林水産省は、「基本計画」

(参考 1)

農林水産関係予算の推移

(単位: 億円、%)

区 分	57年度	7 年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
一般会計予算総額	(6.2)	(▲ 2.9)	(3.8)	(▲ 2.7)	(▲ 1.7)	(0.7)	(0.4)	(0.1)
うち	496,808	709,871	849,871	826,524	812,300	817,891	821,109	821,829
一般歳出	(1.8)	(3.1)	(2.6)	(1.2)	(▲ 2.3)	(0.1)	(0.1)	(▲ 0.7)
	326,200	421,417	480,914	486,589	475,472	475,922	476,320	472,829
農林水産関係予算総額	(0.2)	(3.8)	(0.7)	(▲ 0.8)	(▲ 6.2)	(▲ 2.5)	(▲ 1.9)	(▲ 2.8)
	37,010	32,906	34,279	34,003	31,905	31,114	30,522	29,672
(1) 公共事業関係費	<39.9>	<50.3>	<51.5>	<51.2>	<47.2>	<46.2>	<44.9>	<44.2>
	14,750	16,556	17,640	17,400	15,056	14,378	13,712	13,124
(2) 食料安定供給関係費	<44.7>	<22.7>	<20.0>	<20.4>	<23.2>	<22.4>	<22.4>	<22.8>
	16,538	7,478	6,853	6,952	7,389	6,965	6,825	6,755
(3) 一般農政費	<15.5>	<27.0>	<28.5>	<28.4>	<29.7>	<31.4>	<33.0>	<33.0>
	5,723	8,872	9,787	9,651	9,461	9,771	9,984	9,793
農業関係予算	30,276	24,993	25,702	25,483	24,172	23,605	23,237	22,611
林業関係予算	3,574	4,482	5,037	5,009	4,564	4,476	4,388	4,263
水産業関係予算	3,161	3,431	3,541	3,511	3,169	3,032	2,897	2,798

- (注)1. 予算額は当初予算額で、上段の()書きは対前年度増▲減率、< >書きは農林水産関係予算に占める構成比である。
2. 13年度予算において、主要食料関係費を食料安定供給関係費に組み替え、また、17年度では、食料安定供給関係費と一般農政費の間で組み替えたので、過年度についても組み替え後の計数としている。
3. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので端数において合計と合致しないものがある。
4. NTT-A、NTT-B タイプを除く。
5. 12年度予算は、中央省庁再編に伴う国土庁からの事務の移管等に関するものを含む。
6. 17年度予算には、地域再生交付金を含む。

の見直しにあたって、「担い手」向けの経営安定対策（品目横断的政策への転換）をはじめとする農政改革を主要課題として位置づけ、その具体化を検討中。構造改革を進めるためには、品目毎に全ての農家を対象として講じてきた助成を、「担い手」（相当規模かつ効率性向上に取り組む一定の農家）に集中化させることが何よりも重要であり、「担い手」の基準については、客観的かつ合理的なものとする必要がある（「改革」の試金石となる重要論点）。

2. 食糧管理特別会計の健全化と麦政策の見直し

食糧管理特別会計は、平成6年度以降単年度収支が赤字化し、13年度からは繰越損失を計上してきた（参考2）。背景には、豊作基調によるコメ余り等に加え、麦収支の悪化がある。

麦生産については、食糧管理特別会計において助成金が措置されており、平成7年までは、その財源は、外国産麦の国家貿易に伴う売買差益によって賄われていた（コスト・プール方式）。しかしながら、麦の生産数量が平成7年の49万tから平成16年には93万tへと急速に拡大し、これに伴い助成金の総額が689億円から

1,067億円へと増加する一方、デフレを踏まえた売渡価格の引下げ等により外麦差益は842億円から617億円へと減少した。この結果、麦収支の赤字が拡大し、平成16年度には約450億円と見込まれる状況に至っている。

こうした観点から、現行の助成のあり方は、財政的にも多方面からの見直しが不可避の状況に至っている。また、農政の観点に照らしても、麦の生産数量が大幅に拡大する一方、生産性と品質の面では改善が見られておらず、効率的かつ良品質の麦生産を誘導する政策転換が求められている。

このような状況の下、食料・農業・農村審議会の麦政策検討小委員会、財政制度等審議会特別会計小委員会等における麦政策に係る検討を踏まえ、以下のとおり、17年度予算をその第一歩として、麦政策の見直しを図ることとしたところである。

(1) 助成措置の重点化・効率化

17年産より、良品質麦への重点化を図るべく、たんばく含有量等、定量的な品質ランクに応じた単価体系とするとともに、民間流通の定着を踏まえて流通コスト助成の効率化を図った。また、19年産以降、農政改革（品目

横断的対策への移行)の中で、品質のみならず作り手に着目し、効率的な農業経営を目指す「担い手」農家に助成措置を集中することとしている。

(2) 需要に応じた生産の推進

17年産より、産地改革計画に基づき生産出荷計画を策定することとし、産地ごとの生産者と実需者の協議を通じて、実需者ニーズに即した生産出荷体制を構築することとした。また、需要に応じた生産が進められる下、農政改革の中で、政府無制限買入を廃止の方

(3) 売渡価格の見直し

17年度の麦の売渡価格については、大麦等について売渡価格が輸入価格を下回っている逆ザヤの状態を解消することとした。また、現在は売渡価格を年間一定としているが、今後、売買差益(マークアップ)を固定する方式に移行するとともに、SBS方式(買入れ及び売渡しについての同時契約)を導入するべく、具体的検討を進めることとしている。

(4) 備蓄水準の見直し

有事における第三国等からの代替輸入に要する期間の短期化等を踏まえ、17年度において、麦の備蓄水準(国2.3カ月分)を0.3カ月分引き下げることにした。18年度、19年度も、引き続き官民の役割分担を踏まえた備蓄水準の削減を図ることとしている。

これらの結果、麦収支は、16年度▲450億円から17年度▲370億円へと80億円改善する見込みである。また、この改善等により、食糧管理特別会計は13年度から4年を経て、繰越損失を解消するに至った。

3. 担い手への施策の重点化

我が国の農業においては、特に土地利用型農

(参考2) 食糧管理特別会計の損益の推移

(単位:億円)

年 度	一般会計 より受入①	損益②	うち麦収支	①+②	調整資 金残高
平成元年度	2,320	▲ 2,332	▲ 13	▲ 12	1,885
平成2年度	2,320	▲ 2,493	▲ 5	▲ 173	1,712
平成3年度	2,100	▲ 2,028	261	72	1,784
平成4年度	2,070	▲ 2,002	148	68	1,852
平成5年度	2,100	▲ 771	190	1,329	3,181
平成6年度	1,900	▲ 2,321	320	▲ 421	2,760
平成7年度	1,830	▲ 2,753	191	▲ 923	1,837
平成8年度	1,770	▲ 2,192	▲ 111	▲ 422	1,415
平成9年度	1,750	▲ 2,394	▲ 235	▲ 644	770
平成10年度	2,434	▲ 2,795	▲ 138	▲ 361	409
平成11年度	2,433	▲ 2,668	▲ 132	▲ 235	174
平成12年度	2,467	▲ 2,874	▲ 133	▲ 407	347
平成13年度	2,504	▲ 2,936	▲ 292	▲ 433	▲ 36
平成14年度	2,956	▲ 3,475	▲ 437	▲ 519	▲ 555
平成15年度	3,300	▲ 3,484	▲ 412	▲ 184	▲ 739
平成16年度 (見込み)	2,289	▲ 1,652	▲ 450	637	▲ 101
平成17年度 (見込み)	2,078	▲ 1,977	▲ 370	101	0

業で依然として経営規模の拡大が遅れ、零細な生産構造が残されたままとなっている(参考3)が、農業生産の競争力強化を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む農業経営(「担い手」)に対してさまざまな施策を集中することにより、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う生産構造を効果的に実現していく必要がある。地域段階で育成すべき農業経営を明確化する制度として、平成6年に認定農業者制度(市町村の定める基本構想に沿って経営改善計画を作成した農業者が市町村の認定を受ける仕組み)が設けられてから10年以上が経過し、認定農業者の数は約19万経営体(16年8月末)、担い手への農地の集積は221万ha、全経営耕地面積の46%(15年3月末)となっているが、こ

これらの増加幅は近年鈍化する傾向にある。そのような状況の下で、引き続き認定農業者を中心とする担い手への施策の重点化を図る観点から、17年度予算において以下の取組みを行うこととしている。

(1) 担い手育成総合支援協議会の設置

これまで、担い手育成に関する支援は、各地域における経営相談や研修、農地の利用集積、技術支援等さまざまな切り口で各関係機関による取組みがなされてきたところであるが、それぞれの機関が、担い手の育成という一つの目標の下で、十分に連携・協力できる体制を整えるために、17年度においては、新たに全国、都道府県、地域の各段階において「担い手育成総合支援協議会」を設け、地方公共団体（都道府県・市町村）、農業委員会、普及組織、農協等による支援活動の窓口の一元化を図ることとする。また、それぞれの段階における協議会が担い手の育成に係る目標及び活動計画を策定し、連携した取組みを実施する仕組みとする。

(2) 担い手への支援施策の重点化

17年度予算においては、地域の農地の利用集積・団地化等への貢献度の高い農業者及び経営多角化・高度化支援を行う農業者による機械・施設導入に対する補助（リース料の一部補助）を拡充するとともに、集落営農の組織化による担い手づくりの支援、基幹農作業の受託を行う農業サービス事業体による機械・施設の導入等の支援を新たに実施することとする。また、認定農業者である農業生産法人の規模拡大を支援するために、農地保有合理化法人（都道府県農業公社等）から土地の利用権を取得して規模拡大を図る農業生産法人が、農地の現物出資等を受ける際に、規模拡大に必要な機械・施設等に必要な金銭出資をあわせて受けることを可能とする「経営支援出資事

業」を新たに行うこととしている。

さらに、アグリチャレンジャー支援事業（農畜産物の高付加価値化、売上額の増加等の目標に取り組むアグリビジネス経営に必要な施設整備等に対する補助事業）の対象を認定農業者等の組織する団体に限定する等、既存事業の対象の担い手への絞り込みや優先的な事業採択を進めることとしている。また、担い手支援施策のうち、地方公共団体向けの補助金については、「強い農業づくり交付金」として大きくくり化し、交付に係る事務負担を大幅に軽減するとともに、地域の裁量を生かした事業実施を可能とすることとしており、地域の実情に応じた担い手の育成に資することが期待される。

(参考 3) 農業総産出額の農家類型別シェア（平成14年）

農業総産出額 89千億円（100%）

（単位：千億円）

	主業農家 37%	準主業農家 27%	副業的農家 36%
米22 (24%)			
麦類2 (2%)	74%	10%	16%
豆類1 (1%)	70%	11%	18%
いも類2 (2%)	83%		10% 8%
工業農作物3 (3%)	82%		8% 10%
野菜22 (25%)	83%		9% 8%
果樹7 (8%)	68%	20%	12%
花き4 (5%)	86%		8% 7%
生乳7 (8%)	96%		2 2
肉用牛5 (5%)	93%		4% 3
豚5 (6%)	92%		4% 4%

資料：農林水産省「平成14年農業総産出額（概要）」、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」
注1：主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。

注2：産出額は概算額である。

注3：主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上の農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の世界帯員がいる農家をいう。

準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の世界帯員がいる農家をいう。

副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の世界帯員がいない農家をいう。

4. 食の安全と安心の確保

政府は、BSE（牛海綿状脳症）の発生、食品の不正表示、無登録農薬問題等の反省を踏まえ、平成15年度に食品安全基本法を制定して食品安全行政の基本理念を定めるとともに、リスク評価を行う食品安全委員会を設置したほか、農林水産省に産業振興部門から独立して食品分野における消費者行政とリスク管理を一元的に担う「消費・安全局」を設置するなど、食品安全行政の体制を整備した。

この間、米国における BSE の発生とこれに伴う米国産牛肉の輸入禁止措置や、高病原性鳥インフルエンザの発生等の様々な事件が発生したが、政府としては、消費者の食の安全・安心を確保することを大前提としてこれらの問題に対応するとともに、消費者の視点を重視しつつ透明性の高い施策の実施に努めているところである。

17年度予算では、こうした状況等を踏まえ、以下に示すような食の安全と安心の確保のための施策を重点的に講ずることとしている。

- (1) 国民の健康の保護を最優先としつつ、食品供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、消費者が信頼できる食料の供給体制の整備等を、地域の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していくため、地域の自主性・独創性を尊重しつつ、食の安全・安心の確保のための各般の対策を総合的に推進するための地方公共団体向け交付金を新たに創設する。（「食の安全・安心確保交付金」27億円）
- (2) 農林水産省の所掌に係る食品の安全に関するリスク管理等を強化するため、鳥インフルエンザワクチンによる防疫方法とワクチン改良技術などの課題について、競争的研究資金を活用して調査研究を実施するとともに、年度途中に発生した緊急課題に短期間で取り組む調査研究を実施する。（「リスク管理型研究」4億円）
- (3) 電子タグの普及等により、いつでも、どこ

でも、誰でも簡単にコンピュータが使える「ユビキタスコンピューティング」技術が目覚ましい進歩を遂げる中、こうした最先端の情報処理技術を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進め、リスク管理の強化や消費者が簡単に入手できる安全・安心情報の充実等を図る食の安全・安心システムを開発するとともに、これらのシステムを導入するモデル地区を整備する。（19億円）

- (4) 近年の BSE や高病原性鳥インフルエンザ、コイヘルペスウイルス病の発生等を踏まえ、家畜等の伝染性疾患の発生予防の徹底や発生時のまん延防止体制の充実を図るほか、動物用医薬品や飼料の安全性確保策を強化する等畜水産物に係るリスク管理・危機管理体制を整備し、安全・安心な畜水産物の生産・供給体制を確立する。
- (5) カドミウム等の農産物等に含まれる有害物質に対する対策の強化、輸入農産物のリスク管理対策の実施状況の調査等、農産物のリスク管理を徹底するとともに危機管理体制を強化し、安全・安心な農産物の供給を確保する。
- (6) 不正表示・格付を防止するための監視指導や普及啓発等により食品表示の適正化を推進するとともに、社会的ニーズに応えた新たな JAS 規格の導入を推進する。
- (7) 近年の食習慣の乱れ、栄養バランスの崩れなど、食を巡る様々な問題を踏まえ、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、関係府省、都道府県等の関係機関、民間団体等との連携の下に、「食育」を国民運動として展開する。

5. 中山間地域等直接支払制度の見直し

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等における耕作放棄の発生防止、農業の多面的機能の維持増進を目的として、一定の条件不利性に係る要件を満たす農地について、市町村が認定した集落協定等に基づき5年以上耕作を継続

する農業者等に対して、耕作面積に応じた交付金（水田10aについて21,000円等）を交付する制度として、平成12年度から5年間の施策として導入されたものであるが、16年度に制度の最終年度を迎えることとなっており、17年度予算編成に当たってはこれまでの施策実施の効果等を踏まえ、改めて制度のあり方について見直しを行っている。

- (1) 農林水産省から昨夏発表された本施策の効果等についての検証結果によれば、集落協定等の締結（15年度までの協定締結面積66.2万ha、締結された集落協定数3.4万協定等）による耕作放棄の防止、農業生産活動等の継続的な実施による多面的機能の維持、集落機能の活性化等に効果があったとされているが、他方、中山間地域等において自律的な農業生産活動等に向けた取組みが将来にわたって継続できる見通しは描かれていない状況にある旨も指摘されている。若干敷衍して言えば、これまでの施策は耕作放棄の発生防止等に一定の役割を果たしてきたものの、一定期間の耕作継続に着目して一律の交付金を給付する仕組みであるため、将来にわたっての自律的な農業生産活動の継続に必ずしもつながるものとなっていないのではないかと考えられるところである。

財政制度等審議会においてもそのような問題意識から、昨年11月の建議において、「中山間地域における集落の生産性・収益の向上、担い手の定着といった前向きの取組みを促すとの方向で、現行制度を見直すべき」との考え方が示されている。

- (2) これらを踏まえ、本施策については、17年度以降、将来に向けて農業生産活動を継続する前向きな取組みを促す仕組みとすることを基本的な考え方とし、集落協定において集落の将来像の明確化（活動計画の策定）を最低限行うこととした上で、各集落における将来に向けた前向きな取組みを促すために、農地や道路・水路等の保全マップを作成した上で、意欲ある担い手の育成、農地の利用集積、集落営農の組織化など一定の基準を満たす活動を実施する集落については現行交付単価での支払いを行う一方、当該基準を満たさない集

落に対しては、現行交付単価の8割による支払いを行う等の仕組みを設けることとしている。また、集落において法人化や高いレベルの土地利用調整活動を行う場合には、一定の加算を行う仕組みとしている。

6. 林野予算

- (1) 政府は、地球温暖化対策の重要性を踏まえ、京都議定書で示された温室効果ガス削減目標6.0%を達成するため、平成14年3月に「地球温暖化対策推進大綱」の見直しを行い、これを受けて、農林水産省では、同年12月に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」（以下「10カ年対策」という。）を策定し、森林吸収源対策に計画的に取り組んでいる。「10カ年対策」では対策期間を3つのステップに区分（第1ステップ：15年度及び16年度、第2ステップ：17年度から19年度、第3ステップ：20年度から24年度）し、森林による二酸化炭素吸収量目標3.9%の達成を目指して、森林・林業政策を段階的に推進することとしている。
- (2) 平成17年度は、「10カ年対策」の第2ステップ初年度に当たることから、これまでの取組等を踏まえ、厳しい財政事情の下で、地球温暖化対策として効果の高い事業に予算を重点化し、同対策を着実に推進することとしている。17年度の林野予算における主な措置事項は、以下のとおりである。

① 新たな間伐対策の推進

間伐遅れの森林を集中的に解消するため、団地間伐（市町村長と森林所有者が協定を締結し間伐が必要な30ha以上の森林を団地化）を強化するなど、第2ステップの3年間で、民有林において概ね90万haの間伐を実施する、「間伐等推進3カ年対策」等に着手することとしている。このため森林整備事業（公共事業）では、公共事業全体が前年度比3.6%の減少となる中、概ね前年度と同水準（99.3%）を確保するとともに、間伐対策に予算を重点化している。

また、非公共予算でも、ソフト対策として平成17年度中に間伐団地の設定を集中的に行うとともに、ハード対策として団地間伐を推進する地域に路網と高性能林業機械の重点整備を実施するなど、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとしている。このため、新たに「森林づくり交付金」(44億円)を措置して間伐対策等への予算重点化を行い、ソフト・ハード一体となって間伐対策を強力にバックアップすることとしている。

○間伐対策等への予算重点化

	16年度予算	17年度予算
公共：間伐対策 予算(注1)	469億円	⇒ 548億円、 16.9%増
非公共：森林の 整備・保全に必 要な経費	29億円	⇒ 46億円、 58.1%増 (注2)

(注1) 治山事業を含む。

(注2) 森林づくり交付金44億円を含む。

② 林業・木材産業等振興対策の推進

「10カ年対策」の一環として、緑の雇用担い手育成対策事業(70億円、前年度同額)等により引き続き林業就業者の確保・育成を図るとともに、新たに厚生労働省、国土交通省及び環境省と連携して木材利用の推進に係る政策群に取り組むこととしている。本政策群は、林業の活性化を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図るとともに、再生産可能な木材の利用を通じて循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ろうとするものである。

このほか、本年2月の京都議定書発効を控え、条約事務局に対する森林吸収量の報告に係る森林資源データの整備等に要する経費(28億円、16.3%増)を前倒して措置して、平成19年の条約事務局による審査に向けて万全を期することとしている。

7. 水産予算

(1) 水産予算については、水産基本法(平成13年法律第89号)に基づき、「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」という2つの基本理念にのっとり、引き続き水産施策を総合的に推進することとしている。

(2) 特に、平成17年度については、「水産物の安定供給の確保」を図る観点から新たな資源管理措置に着手するとともに、「水産業の健全な発展」を図る観点から中小漁船漁業対策や離島漁業対策を抜本的に強化することとしている。17年度の水産予算における主な措置事項は、以下のとおりである。

① 新たな資源管理措置の推進

我が国周辺水域は世界3大漁場の一つといわれるほど、かつては資源の豊かな漁場であったが、乱獲の影響などから近年は水産資源が減少し、漁獲量もピーク時から半減している。我が国は国土面積の10倍以上に相当する排他的経済水域等を有しており、この水域の水産資源を適切に管理し、その持続的利用を確保することが引き続き水産施策の最重要課題である。

平成17年度予算では、水産資源調査や漁業取締の充実強化を図りつつ、これまでの魚種別の資源管理(50魚種)に加えて、新たに定置網漁業など漁業種類に着目した資源管理(包括的な資源管理)に着手することとしている。これにより資源管理の対象は全漁獲量の1割から4割程度へと飛躍的に拡大することとなり、資源回復のための支援措置等を活用した関係者の積極的な取り組みが期待される。

② 中小漁船漁業及び離島漁業対策の推進

中小漁船漁業については、漁獲量の減少や魚価の低迷等から経営状況が悪化しており、特に漁船の老朽化が著しく進行している。平成17年度予算では、効率的かつ安定的な経営体を育成する観点から、中小企業診断士などによる経営指導の実施、漁業信

用基金協会による無担保無保証人の債務保証の促進、漁船リース事業による代船取得の円滑化措置等を講じ、経営改善を図る漁業者を総合的に支援することとしている。

また、離島漁業についても、販売面などで本土に比して不利な条件にある点などを踏まえ、新たに「離島漁業再生支援交付金」(17億円)を措置し、離島漁業の再生を図る観点から集落単位での漁業再生活動を支援することとしている(参考4)。

本措置は水産施策に直接支払的な手法を

導入する初のケースであるが、その実施に当たっては、政策目的を明確化する観点から、全離島のうち条件不利の程度等が高い離島を対象とするとともに、政策効果を高める観点から、集落活動を先導する中核的なグループの形成を促しつつ、集落協定に基づく漁場の合理的な利用、漁場生産力の向上等を図る仕組みとしている。

(参考4)

離島漁業再生支援交付金の概要

